

個別の配慮が必要な児童生徒と特別支援学級の状況について

1. 「通常の学級」の状況

	国	本町
発達障害の可能性のある児童生徒	6.5% (H24年)	6.9%~8% (R4年) (1学級あたり 3~4人)
通級による指導を受けている児童生徒	1.7% (R3年度) 過去最高：16万人	46名 0.02% (R3年) 小学生：44名 中学生：2名

※「通常の学級」に在籍し、かつ個別の配慮が必要な児童生徒は、小規模校、大規模校を問わず在籍している。児童生徒は、教室を飛び出したり、床に寝転がったり、ぼんやりしたり、眠ったままであったりと、様々な様態を示している。



(本町の施策)

特別支援教育支援員の配置：16名 (R4年度) ※全小中学校へ配置
特別支援教育補助教員の配置：1名 (R4年度) ※三股中学校へ配置

2. 「特別支援学級」の状況 (別紙資料参照)

○小学校

・R4年度はH29年度と比較して、在籍児童数は47人増で **1.8倍**、学級数は7学級増で **1.6倍**

○中学校

・R4年度はH29年度と比較して、在籍生徒数は5人増で **1.3倍**、学級数は1学級増で **1.3倍**

※個別の配慮が必要な子どもへの小学校就学前から中学校卒業後まで切れ目ない支援体制の充実を図っていく必要がある。



(町教育委員会の施策)

・切れ目ない支援を行っていくために、幼児期から学齢期(中学生まで)まで、町独自で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の様式を策定し、接続強化を図っている。

※特に個別の教育支援計画については、幼少期からの情報を掲載しておくことが重要であり、中学校卒業後の進路先へも情報提供することが求められている。今後、個別の教育支援計画の作成及び活用状況についても、町教委が確認を行う必要がある。

3. 三股町教育委員会の「教育基本方針」

○「特別支援教育」の視点を生かした学校経営

※「特別支援教育」とは「特別支援学校」や「特別支援学級」の児童生徒のための教育ではない。全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。また、全ての教師が特性等に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるよう教師の主體的な専門性向上の取組を充実させていく必要がある。

特別支援学級に在籍している児童生徒のみならず、「すべての児童生徒」に対して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が必要である。